

第 5 0 号議案

足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する
条例

足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「足立区教育委員会教育長（）」の次に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により任命される教育長を除く。」を加える。

第 2 条中「 7 5 万 8 , 0 0 0 円」を「 7 4 万 5 , 8 0 0 円」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

教育委員会教育長の給料月額を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。